

## 平成 21 年度第 3 回清水町行政改革推進委員会記録（第 33 回）

日 時 平成 21 年 9 月 30 日(水) 午前 10 時から

場 所 清水町役場 4 階 第 1 会議室

出席者 委員長外 6 人（眞田委員欠席）

事務局（企画財政課）石田、中村、渡辺、加賀

※ 委員長あいさつ

※ 第 2 回の会議録の確認  
訂正なし

※ 配布資料確認

※ 議題

1 認定こども園について（報告）

（こども育成課 和田課長より説明）

- ・ 幼稚園、保育園のあり方について説明する。
- ・ 町の考え・・・幼稚園、保育所の課題を整理し、幼稚園は当分の間、公立として存続させ、保育所は当分の間、公立 2 施設を存続し、その他は民営化することに決定した。
- ・ 清水幼稚園は、老朽化していることから適正規模で単独整備を、設置場所は、地域性や周辺環境などを考慮して決定する。
- ・ 保育所については、待機児童の解消を図るため、町の東西に 1 箇所ずつ建設し、設置にあたっては、民間保育所を誘致する。設置場所は、幼稚園と同様に地域性や周辺環境を考慮して決定する。

（意見）

- ・ 東西に各 1 箇所建設する保育所の場所（候補地）は、決定しているか。  
→まだ決定に至っていない。今後、地域性や周辺環境を考慮して決定する。

2 平成 20 年度の提言について（進捗状況報告）

(1) 提言⑥「清水町の教育行政全般」と提言⑦「待機児童の解消」について

- ・ 提言⑥の「清水町の教育行政全般」の中の、学校選択制については、地域との関わりが重要と考えている。
- ・ 伏見区については、懇談会を開催し、今後は子ども会との懇談会を予定している。
- ・ 学力については、学力調査の結果が 8 月に出たので、その結果を持ちより分析を始めた。学習だけでなく、家庭状況や生活習慣などのアンケート結果も含まれているため、規則正しい生活習慣や親子での食事など、全体を含めた中で教育について考えていく。
- ・ 提言⑦の「待機児童の解消」については、国の基準では第 3 希望までに入れない人を待機児童としているが、町では希望している保育所に入れない子ど

もを待機児童としており、35人となっている。近くの保育所を希望している人にも対応し、すみやかに解消できるよう保育所を整備していく。

- ・ 現在、南保育所を設計し、平成22年度に建設、23年度4月に開所の予定。
- ・ 低年齢児（3歳未満時）の定員を拡大していく。
- ・ 新たな2施設の開所で待機児童の解消を目指す。
- ・ 「認定こども園について」は、単独の幼稚園、単独の保育所の整備とし、認定こども園の設置については現在考えていない。

(意見)

- ・ 以前は、学校での部活動が盛んであったが、サッカーやミニバスなど含めて現在の活動状況はいかがか。
- サッカー、ミニバスは体育協会では従来と変わらず実施しており、加入者等の把握はできていない。
- ・ 中体連に関しては、以前と変わらず盛んである。エスパルスなどのサッカークラブも盛んである。親の関与については、現在も練習試合等には保護者が連れていくので、体験上、昔ほどではないかもしれないが親との交流はある。
- 昔ほどではないが、親（祖父母）の参加もある。役員等のなり手の問題で少ないということもある。
- ・ 環境づくりに力を入れていただきたい。学力の向上、健やか（素直）な成長にもつながる。
- ・ 週5日制により、平日に授業、部活がつめこまれている。部活は、南中では9クラブしかなく、限定的な活動となっている。
- 部活については、弾力化して校区をまたぐことを認められているのでご理解いただきたい。
- ・ 部活動は、運動部に力を入れているように感じるが、個人が自主的に無理せず自由にやりたいものをやれる方がよい。
- ・ 文化系が少ないのでは。
- ・ 現在は、好きな人が好きなことをやっている。指導者がいないこともあるが、やりたいことがあれば、自由にやるのが現代流。
- 部活については、把握していないため確認する。
- ・ 個人ではできないものもある。（例：カルタなど）
- ・ 指導者がいなければボランティアの活用などもよいのでは。
- 部活のあり方については、今後、検討する。

(2) その他の提言について（事務局より説明）

提言①補助金見直し

- ・ 補助金適正化方針を策定し、見直し調書を各課で作成
- ・ 今後、補助金検討委員会において2次評価（内部評価）を依頼し、その後、外部評価を実施する。

提言②「民間活動団体等のネットワーク化」について

- ・ 各課に民間活動団体の調査（活動内容・場所・人数・公表の可否）を実施し、一覧リストを作成した。
- ・ 今後、ホームページに掲載し、情報を公開。ネットワーク化の具体的な取り組みについて現在検討中。

提言③「各種委員会等の定数及び設置の見直し」について

- ・ 各課に調査を依頼中。
- ・ 今後、ヒアリングを実施し、整理・統合の案を年内にまとめる。

提言④「普通財産の売り払い」について

- ・ 旧3分団用地(一部を除く)の売却を予定。
- ・ 狭小残地について、隣接地権者から価格打診があり、売り払いを進める。

提言⑤「敬老会事業」について

- ・ 9/5に敬老会を2部制で開催。1,162人参加(26.6%)
- ・ 敬老会のあり方について、今後検討する。
- ・ 祝い金(70歳以上全員に5,000円)については、配布の仕方を含めて引き続き検討する。
- ・ 祝い品(傘寿・米寿・卒寿・100歳以上・金婚)を廃止し、贈呈の対象を新たに100歳到達した方のみに変更する案で、高齢者との話し合いの場を設けて検討する。

提言⑧「町民体育大会」について

- ・ 町と体育協会で協議していく。
- ・ 内容は見直すが、当面継続を予定している。
- ・ 会場等含めた町民体育大会のあり方について、町民のニーズなどを調査し、役員の負担減に努め、今年の大会(10/4)が終了してから検討に入る。

提言⑨「無料公共施設及び新施設の使用料の設定」について

- ・ 「新設・既設(無料)の施設等使用料設定に関する方針」に基づき、地域交流センター(新施設)の料金を決定した。
- ・ 温水プール等の無料施設について、有料化へ移行した場合の料金を算定中。
- ・ 地区懇談会の中で、使用料に関する町民の意見を伺うことを検討している。

提言⑩「柿田川公園駐車場の有料化」について

- ・ 今年度中に駐車場を整備する。
- ・ 平日と日曜日(各1日)における利用状況を調査し、そのデータをもとに検討会を開催する。

(意見)

- ・ 提言⑨の使用料について、地区懇談会を開催するとのことだが、内容を広報等でわかりやすく周知してほしかった。

→地区懇談会は、毎年実施し、各地区に町長が赴き、住民の意見を直接聞く機会の一つとして実施している。今回の地区懇談会は、総合計画についての説明が主だが、せっかくの機会なので、使用料についても意見を伺おうと説明を追加した。

- ・ 地区懇談会については、テーマを絞った質疑応答にしてもらえると発言しやすい。

→これまでは、テーマを決めての開催あったが、去年は町長が住民の自由な意見を伺いたいということで実施した。今年はテーマを決めて説明する。

- ・ 地区懇談会は、住民が発言しやすい雰囲気大切に開催してほしい。

→承知した。

### 3 平成 21 年度実施計画について（第 1 三半期報告）

- ・事務局より説明（内容は、P29. 31. 33 のみ）

（意見）

- ・特に問題となるものはあるか。

→特になし。進捗が遅れているものについては、各課に喚起しており、担当課からは、今後会議や検討会を開催するとの回答を得ている。

- ・質問や意見があれば次回の委員会発言をお願いします。

### 4 平成 21 年度提言について

#### (1) オリジナルダンスについて

事務局より現状を説明

- ・オリジナルダンス普及実行委員会→オリジナルダンスを広める会へ
- ・事務局は健康づくり課で広報への掲載等が主に実施しているだけ。
- ・月 4 回教室を開催しているが、健康維持という観点から体育館の教室として実施している。
- ・補助金は、今年度から廃止し、支払っていない。

（意見）

- ・保健委員のハッピー体操もあるので、必要性がわからない。
- ・サークルや同好会としてやるのはよいが、補助金で衣装などを買っていると聞いている。
- ・町が派手にお金を出して作ったが、活動はそれほどでもないし、どういう団体かもわからない。
- ・H20 年度提言で補助金の見直しが出ているため、その中で目的などをチェックしていけばよい。
- ・以前から騒がれていたが、事前にチェックできなかったのか。
- ・湧水まつりや小学校の運動会などでも披露しているが、その目的がはっきりしていない。役場と当該団体だけが設立趣旨を理解しているだけで、住民がわかっていないという状況なので、情報公開が重要。

#### (2) 区内有線放送の時間制限について

事務局より現状を説明

- ・区内の有線放送の時間制限については、各区で決定していただいている。
- ・過去に町に苦情が多数あった際に、各区に協力をお願いした経緯がある。
- ・各区の実情に応じて実施していただいている。
- ・過去には、6 時台からの放送や、同報無線で時報などの放送に対して苦情が多く、少なくした。
- ・逆に、放送してほしいという意見もある。

（意見）

- ・区長会で相談することとする。

(3) 下水道使用料について

事務局より説明

- ・ 使用料は受益者負担の観点から、設備の維持管理にかかるコストを負担してもらっている。
- ・ 使用料の見直しを考えているが、改正後も基本料金制とする。使用量が一定量に満たない場合でも維持管理は発生するという考えから、電気・ガス等と同様に基本料金を設定している。
- ・ それを超えた部分は、使用量に応じた料金を負担してもらう。
- ・ 水道は、0 m<sup>3</sup> でも料金が発生し、下水道は0 m<sup>3</sup> では無料としている。
- ・

(意見)

- ・ 基本料金を、20m<sup>3</sup> ではなくもっと低くできないか（細かな設定が必要）と考えた。

(4)(5) 鈴木委員の提言は次回へ（説明のみ鈴木委員より）

- ・ 事務事業評価は、スピード感をもって行うこと。
- ・ 補助金の見直しなど、情報公開を確実に行うこと。
- ・ 町として環境への取組みを発展させること

5 行政改革大綱について

国からは指針が出ていないが、3月で期間が終わるので、新たな大綱の策定を考えている。

事務局より案を提案し、委員会で検討する。

※ 次回開催スケジュール

12月を予定

14日の週を目途に考え、委員長と日程を相談の上、後日連絡します。